

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の認可の告示（令和6年1月17日中部地方整備局告示第7号）があったので、同法第66条の規定により事業の施行について、次のとおり公告する。

令和6年1月26日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 都市計画事業の種類及び名称

東駿河湾広域都市計画及び裾野都市計画下水道事業 狩野川流域下水道（西部処理区）

2 施行者の名称

静岡県

3 事務所の名称及び所在地

静岡県沼津土木事務所

沼津市高島本町1番3

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし